

第 1 条（目的）

この規則は、社会福祉法人鹿児島虹の福祉会（以下、虹の福祉会）の役員報酬及び役員手当、退任・辞任慰労金に関する事項を定めるものである。

第 2 条（常勤役員）

この規則でいう常勤役員とは、専ら常勤として役員業務を行う者をいう。

2. 理事長又は副理事長の職に就く者であっても、常勤としての勤務実態が伴わない者は非常勤役員として取り扱う。

第 3 条（常勤役員報酬）

常勤役員報酬は月額で決定し、基本報酬、役員手当、調整手当で構成する。

2. 常勤役員報酬については、定期昇給を行わない。ただし、同一人が再任される場合には、常勤役員報酬の増額或いは減額の決定を行うことができる。
3. 職員給与の改定や変更等に伴い、常勤役員報酬との間に著しい不均衡が生じる場合は、常勤役員報酬の増額或いは減額の決定を行うことができる。
4. 常勤役員の賞与はないものとする。

第 4 条（役員手当の支給範囲）

役員手当の支給範囲は、理事長・副理事長ならびに業務執行理事とする。

2. 理事長・副理事長が非常勤の場合も、役員手当を支給する。

第 5 条（非常勤役員の役員報酬）

非常勤役員報酬については、「非常勤役員等の会議出席手当支給規則」に基づき 3,000 円から 20,000 円の範囲で支給する。

第 6 条（報酬額の上限及び決定）

役員報酬の報酬総額は、法人で年 25,000,000 円を超えてはならない。

2. 理事長の報酬の上限を 12,000,000 円、副理事長及び業務執行理事の報酬の上限を 10,000,000 円とし、各人ごとの支給額は理事会で決定する。

第 7 条（支給方法と控除）

常勤役員報酬は、役員の口座振り込みの方法で支払う。

2. 前項の規定にかかわらず、法令に定められたものについては、その報酬から控除することができる。

第 8 条（支給原則）

常勤役員報酬及び役員手当の支給は、前月の 21 日から当月の 20 日までの分を当月分として毎月末日に支給する。ただし、当日が土曜日、日曜日若しくは国民の祝日に関する法律に規定する休日又は金融機関の非営業日である場合はその前日とする。

2. 新たに支給対象となった場合又は支給対象でなくなった場合は、支給対象の日数

を日割り計算して支給する。

第9条（退任・辞任慰労金）

役員が退任又は辞任した場合の慰労金は、理事長が起案し、その決定は理事会が行う。

2. 慰労金は、常勤役員の場合は支給された基本報酬の月額に対して、非常勤の理事長・副理事長は支給された役員手当の月額に対して、それぞれの在任期間年数を乗じた金額を基準とする。
3. 前項に定める在任期間に1年未満の端数がある場合は月割りで計算し、1ヶ月未満の端数がある場合は1ヶ月に切り上げる。
4. ただし、慰労金の支給については、その支給基準となる在任期間は10年間を上限とする。
5. 非常勤役員が退任及び辞任した場合の慰労金は、「非常勤役員の慶弔見舞及び退任（辞任）の慰労に関する規則」に基づき5,000円から200,000円の範囲で支給する。
6. 慰労金は、退任又は辞任したその日から3ヶ月以内に支給するものとする。

第10条（退任・辞任慰労金の減額又は不支給）

解任による退任又は虹の福祉会の名誉を毀損し、或いは虹の福祉会に著しい損害を与えて退任する役員に対する慰労金は、理事会の決定により不支給又は相当の減額とすることができる。

第11条（規則の改廃）

この規則の改廃は、評議員会において行う。

附則

この規則は、2013年7月16日に制定し、施行する。

この規則は、2017年6月13日に一部改定して施行する。

この規則は、2018年6月26日に一部改定して施行する。

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人鹿児島虹の福祉会の非常勤役員等の会議出席手当に関する事項を定める。

(非常勤役員等)

第2条 この規則の非常勤役員等とは次の者をいい、役員手当を支給する者を除く。

- ア 理事、監事
- イ 評議員、評議員選任・解任委員
- ウ 顧問・相談役
- エ 入所検討委員、相談苦情解決第三者委員
- オ 日常運営の必要に応じて招集した各種委員
- カ その他理事長が必要と認めた業務を行う者

(支給の対象)

第3条 会議出席手当を支給することができる対象は次のとおりとする。

- ア 理事会、常任理事会への出席
- イ 評議員会、評議員選任・解任委員会への出席
- ウ 監事による定期または臨時監査の実施
- エ 行政機関による監査等の立合い
- オ 入所検討委員会、相談苦情解決会議、運営推進会議、その他委員会への出席
- カ 研修会及び他の施設の視察業務

(手当の支給)

第4条 非常勤役員等が支給の対象となる場合に会議出席手当を支給することができる。会議出席手当の額は、次の金額に源泉税額を加えたものとする。

- 前条ア及びイ 5000 円
- 前条ウ 10000 円
- 前条エ 20000 円
- 前条オ及びカ 3000 円

(旅費)

第5条 旅費は旅費規定に準じて支給することができる。

(改廃)

第6条 この規則は、理事会の議決を得て理事長が決定する。

(附則)

この規則は、費用弁償規定を廃止し、2015年4月1日より施行する。

この規則は、2016年7月9日より一部改定して施行する。

この規則は、2017年5月23日より一部改定して施行する。